

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する。

### 1 法律の廃止

中間法人法（平成13年法律第49号）を廃止する。

### 2 民法（明治29年法律第89号）の一部改正

第1編第3章（法人）のうち、民法第34条の法人（以下「民法法人」という。）に関する規定を削る。

### 3 非訟事件手続法（明治31年法律第14号）の一部改正

第2編第1章（法人二関スル事件）を削る。

同編第5章（法人及ヒ夫婦財産契約ノ登記）のうち、民法法人に関する規定を削る。

### 4 中間法人法の廃止に伴う経過措置

現行の中間法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による一般社団法人として存続するものとする。

### 5 民法の一部改正に伴う経過措置

別紙のとおり

### 6 その他関係法律の整備等

約300の法律について、規定の整備等を行う。

# 民法法人の新制度への移行措置の概要

約2万5千余ある現行の民法法人が新たな制度に円滑に移行するための規定を整備する。

## 社団法人・財団法人

施行日

### 特例民法法人

名称は、従来の「社団法人～」、「財団法人～」を使用可  
業務の監督は従前の例により現行の主務官庁  
定款の記載、機関設計等は基本的に従前のとおり  
施行日において現行の登記を新法の登記とみなす

決算公告義務は法律で課さず、従来の情報公開を引き続き指導  
特例社団法人は基金を募集できる  
特例財団法人は純資産の総額が300万円未満でも存続できる  
特例民法法人は特例民法法人と合併できる

認定申請

< 施行日から5年以内 >

認可申請

#### < 認定の基準 >

定款の変更の案の内容が一般社団法人法及び公益法人認定法並びにこれらの政省令の規定に適合するものであること  
公益法人認定法における公益認定の基準に適合するものであること

#### < 認可の基準 >

定款の変更の案の内容が一般社団法人法及びその政省令に適合するものであること  
純資産額が一定額を超える法人は、作成した公益目的支出計画が適正であり、かつ、計画を確実に実施すると認められるものであること

認定

認可

登記

< 公益社団法人・公益財団法人 >  
一般社団法人法及び公益法人認定法の規定が適用  
行政庁が監督

< 一般社団法人・一般財団法人 >  
一般社団法人法・財団法人法の規定が適用  
【純資産に相当する額が一定以上の法人の場合】  
公益目的支出計画に基づき公益の目的のための支出を実施  
残余財産の帰属先について制限  
公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲で行政庁が監督  
公益目的支出計画の実施の完了が確認されれば、～の義務等は解除

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要（民法等の一部改正に伴う経過措置関係）

及び の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する。

## 1．社団法人、財団法人等の存続等

### (1) 社団法人、財団法人等の存続

旧民法の規定による社団法人若しくは財団法人又は旧民法施行法の規定による社団法人若しくは財団法人であってこの法律の施行の際現に存するものは、施行日以後は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続する。

### (2) 名称に関する特則

1．(1)により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって公益法人への移行の登記又は通常的一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の登記をしていないもの（以下それぞれを「特例社団法人」又は「特例財団法人」といい、「特例民法法人」と総称する。）は、その名称中に「一般社団法人」、「一般財団法人」、「公益社団法人」又は「公益財団法人」という文字を用いてはならない。

### (3) 公益社団法人又は公益財団法人への移行

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）に規定する公益目的事業を行う特例社団法人又は特例財団法人は、施行日から起算して五年を経過する日までの期間（以下「移行期間」という。）内に、4．に定めるところにより、行政庁の認定を受けて、公益法人となることができる。

### (4) 通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行

特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間内に、5．に定めるところにより、行政庁の認可を受けて、通常的一般社団法人又は一般財団法人となることができる。

### (5) 移行期間の満了による解散等

移行期間内に1．(3)の認定又は1．(4)の認可を受けなかった特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間中に上記認定若しくは認可の申請をし移行期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときを除き、移行期間の満了の日解散したものとみなす。

### (6) その他

この節における行政庁は、内閣総理大臣（二以上の都道府県に事務所を設置する法

人等)又は都道府県知事とするほか、旧民法による設立許可の申請の取扱いについて定める。

## 2. 経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

### (1) 特例民法法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

#### 合併

特例民法法人は、他の特例民法法人と吸収合併することができるものとし、合併後存続する特例民法法人の業務の監督を行う3.の旧主務官庁の認可を受け、かつ登記することにより効力を生ずるものとする等について定める。

#### 特例民法法人の理事等に関する経過措置

特例民法法人の理事、監事、理事会、会計監査人、会計帳簿及び計算書類の作成等、解散及び清算、訴訟、非訟事件、登記及び公告方法について定める。

### (2) 特例社団法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

特例社団法人の定款及び定款の記載事項、社員名簿、社員総会、基金及び定款の変更について定める。

### (3) 特例財団法人に関する経過措置及び一般社団・財団法人法の特則

特例財団法人の定款及び定款の記載事項、機関の設置、評議員の選任等及び定款の変更について定める。

## 3. 特例民法法人の業務の監督

特例民法法人の業務の監督(定款の変更の認可、残余財産の処分に係る許可等を含む。)については、なお従前の例により、旧主務官庁が行うものとするほか、設立許可の取消しに代わるものとして、旧主務官庁の解散命令を設ける。

## 4. 公益社団法人又は公益財団法人への移行

公益法人認定法に規定する公益目的事業を行う特例民法法人は、その申請により行政庁の認定を受け、かつ移行の登記をすることにより、公益社団法人又は公益財団法人に移行することができる。

認定の基準及び認定に係る欠格事由は、公益法人認定法と同様とするほか、認定に関する手続(認定の申請、認定に関する意見聴取、移行の登記、認定の公示等)、公益法人への移行に伴う公益法人認定法及び一般社団・財団法人法の適用について定める。

## 5. 通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行

### (1) 移行の認可

特例民法法人は、その申請により行政庁の認可を受け、かつ移行の登記をするこ

とにより、通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行することができる。

認可の基準は、(2) ア．により作成した公益目的支出計画が適正であり、かつ当該計画を確実に実施すると認められるものであること等とする他、移行期間満了後における認可の申請の特例、認可に伴う定款の変更の手続、認可の申請手続、移行の登記、認可の取消し等について定める。

## (2) 公益目的支出計画の作成及び実施

### 制度の趣旨

特例民法法人がその実施する事業や解散時の残余財産の帰属先について制限のない通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行する場合に、仮に何らの制限もしないとすると、本来公益の目的のために使用又は処分されるべき財産が、構成員に分配され、又は収益を目的とする事業等に充てられる可能性があるため、これを防止し、当該財産が公益のために適正に使用又は処分されることを担保することを目的とする。

### 制度の概要

#### ア．公益目的支出計画の作成

通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行する特例民法法人は、当該法人の保有する純資産額に相当する額（以下「公益目的財産額」という。）が一定の額を超える場合には、公益目的財産額に相当する額を公益のために支出するための公益目的支出計画を作成しなければならない。

#### イ．通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可

現行民法法人が通常の一般社団法人又は一般財団法人へ移行する場合にあっては、ア．により作成した公益目的支出計画が確実に実施されると認められることを認可要件とする。

#### ウ．公益目的支出計画に基づく公益の目的のための支出の義務

現行民法法人が通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行した後は、公益目的財産残額が零となるまで、公益目的支出計画に従い、公益の目的のための支出をしなければならない。

#### エ．移行法人の監督

移行法人の公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内における行政からの監督について定める。

## 6．雑則

内閣総理大臣又は都道府県知事は、この節の規定による認定、認可、命令等の処分又はこれらの処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合には、公益法人認定法に規定する公益認定等委員会又は都道府県における合議制の機関（以下「委員会等」という。）に諮問しなければならないこととするほか、委員会等の答申の公

表、内閣総理大臣又は都道府県知事による法人からの提出書類の送付、委員会等による勧告、委員会等による資料提出の要求、内閣総理大臣の検査権限の公益認定等委員会への委任等について定める。

## 7. 罰則

この節の規定に違反する行為に対する刑罰及び過料について定める。